

特定非営利活動法人さーくる横須賀の活動に賛同したので正会員として入会します。
また、下記の「共有事項」と「定款事項」との説明を受けましたので遵守します。
個人情報守秘に関しては退会後においても守ります。

202_年__月__日

お名前

印

住所：〒

携帯電話：

携帯アドレス：

正会員同士は「共有事項」を元にして、生活において困っている利用者や家族のお話を聴きながら、ご本人らと一緒にになって考え付き合っていきます。様々な複雑な課題において、苦しみ（困りごと）は解決しないかもしれません、少しでも和らぎ、軽くなることを目的とした支援とアフターフォローをしていきます。

共有事項 「正会員は・・・」

- 1, 利用者や家族の個人情報を守ります（口外しません）。必要時はご本人らの了解を取ります。
よって知りえた個人情報や画像をSNSなどには投稿をしません。
- 2, 人種、国籍、性別（性的少数者含む）、宗教、出生地、居住地、生育歴、職歴、障がい、病気、貧困などを理由に人権侵害せずに支援していきます。
- 3, 預り金管理制度等金銭に関わる場合には、定期的に正会員2人で金銭の確認をしていきます。
- 4, 訪問支援、同行支援をモットーにしているので、最初の面談時は正会員2人（原則）で関り多面的にご様子を見ていきます。
- 5, 「ヒーローズ」の住所は非公開にしていますので、利用者と関係者以外には口外しません。
- 6, 利用者情報をLINEで共有する場合には、最低限の情報（概要）だけとします。
- 7, 余裕があるときには主体的に活動に関わり、また定期的なミーティングに参加して情報・意見交換をしていきます。
- 8, 活動を広める、正会員を増やす、賛助寄付金や物品寄付をしてくださる支援者・協力者を増やしていきます。
- 9, 利用者の自傷他害や生命に関わる「緊急事態」の場合には、対応が1人では難しい場合には、仲間や警察・救急車などの応援を呼び、落ち着いてから正会員や理事会に報告します。
- 10, 独断専行で行動せず、正会員や理事会に「相談」し、対応した後から正会員や理事会に報告します。

正会員入会届

ご本人用保管用

特定非営利活動法人さーくる横須賀の活動に賛同したので正会員として入会します。
また、下記の「共有事項」と「定款事項」との説明を受けましたので遵守します。
個人情報守秘に関しては退会後においても守ります。

202_年__月__日

お名前

印

住所：〒

携帯電話：

携帯アドレス：

正会員同士は「共有事項」を元にして、生活において困っている利用者や家族のお話を聴きながら、ご本人らと一緒にになって考え付き合っていきます。様々な複雑な課題において、苦しみ（困りごと）は解決しないかもしれません、少しでも和らぎ、軽くなることを目的とした支援とアフターフォローをしていきます。

共有事項 「正会員は・・・」

- 1, 利用者や家族の個人情報を守ります（口外しません）。必要時はご本人らの了解を取ります。
よって知りえた個人情報や画像をSNSなどには投稿をしません。
- 2, 人種、国籍、性別（性的少数者含む）、宗教、出生地、居住地、生育歴、職歴、障がい、病気、貧困などを理由に人権侵害せずに支援していきます。
- 3, 預り金管理制度等金銭に関わる場合には、定期的に正会員2人で金銭の確認をしていきます。
- 4, 訪問支援、同行支援をモットーにしているので、最初の面談時は正会員2人（原則）で関り多面的にご様子を見ていきます。
- 5, 「ヒーローズ」の住所は非公開にしていますので、利用者と関係者以外には口外しません。
- 6, 利用者情報をLINEで共有する場合には、最低限の情報（概要）だけとします。
- 7, 余裕があるときには主体的に活動に関わり、また定期的なミーティングに参加して情報・意見交換をしていきます。
- 8, 活動を広める、正会員を増やす、賛助寄付金や物品寄付をしてくださる支援者・協力者を増やしていきます。
- 9, 利用者の自傷他害や生命に関わる「緊急事態」の場合には、対応が1人では難しい場合には、仲間や警察・救急車などの応援を呼び、落ち着いてから正会員や理事会に報告します。
- 10, 独断専行で行動せず、正会員や理事会に「相談」し、対応した後から正会員や理事会に報告します。

第3章 会員

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	0円	団体	0円	賛助会員	個人	0円	団体	0円
-----	----	----	----	----	------	----	----	----	----

(2) 年会費	正会員	個人	0円	団体	0円
---------	-----	----	----	----	----

賛助会員	個人	1口	0円 (1口以上)	団体	1口	0円 (1口以上)
------	----	----	-----------	----	----	-----------